

【表紙】

| | |
|------------|--------------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 2021年12月27日 |
| 【会社名】 | 株式会社サンワカンパニー |
| 【英訳名】 | sanwacompany ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 山根 太郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市北区茶屋町19番19号 |
| 【電話番号】 | 06-6359-6721（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役副社長 津崎 宏一 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪市北区茶屋町19番19号 |
| 【電話番号】 | 06-6359-6721（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役副社長 津崎 宏一 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) |

1【提出理由】

2021年12月24日開催の当社第43回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2021年12月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) モジュラー建築であるCLASCO（クラスコ）の新シリーズとして、トレーラーハウスタイプ（車両）のmobileCLASCO（モバイルクラスコ）の販売を開始したことを踏まえ、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

(2) 2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会（以下、「バーチャルオンリー型株主総会」）の開催が可能となりました。当社におきましても、将来的に株主総会の開催方法の選択肢の一つとして、バーチャルオンリー型株主総会の開催を可能とするため、現行定款第12条第2項を追加するものであります。

なお、本変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもって効力が生じるものといたします。

(3) 令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日（2022年中）以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、現行定款第13条の変更を行うものであります。

(4) 上記(2)及び(3)の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役に山根太郎、津崎宏一、小菅正伸及び白河桃子の4氏を選任するものであります。

なお、小菅正伸及び白河桃子は社外取締役であります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合（％） |
|-------|---------|-------|-------|------|----------------|
| 第1号議案 | 116,608 | 61 | 10 | （注）1 | 可決 99.38 |
| 第2号議案 | | | | | |
| 山根 太郎 | 116,629 | 115 | 10 | （注）2 | 可決 99.34 |
| 津崎 宏一 | 116,639 | 105 | 10 | | 可決 99.35 |
| 小菅 正伸 | 116,627 | 117 | 10 | | 可決 99.34 |
| 白河 桃子 | 116,615 | 129 | 10 | | 可決 99.33 |

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

